

## 宮代町税条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第 321 条の 8 第 62 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 62 項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 11 項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第 321 条の 8 第 71 項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第 73 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳(<u>同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>)の閲覧の手数料は、宮代町手数料条例の定めるところによる。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第 73 条の 3 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(<u>同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>)の交付手数料は、宮代町手数料条例の定めるところによる。</p>	<p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第 321 条の 8 第 60 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 60 項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 11 項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第 321 条の 8 第 69 項</u>の処分又は前項の届出書の提出があった日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第 73 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳_____の閲覧の手数料は、宮代町手数料条例の定めるところによる。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第 73 条の 3 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書_____の交付手数料は、宮代町手数料条例の定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>附則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第26項第2号ロに規</p>	<p>附則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第27項第2号ロに規</p>

改正後	改正前
<p>定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 <u>法附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 <u>法附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 <u>法附則第15条第29項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>21 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>23 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>24 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p><u>25 法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>26及び27</u> (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助</p>	<p>定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第27項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第27項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 <u>法附則第15条第27項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 <u>法附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 <u>法附則第15条第30項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>21 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>23 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>24 <u>法附則第15条第46項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p><u>25及び26</u> (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助</p>

改正後	改正前
<p>金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>12及び13 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度</p>	<p>金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は<u>同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>12及び13 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5 _____</p> <p>_____を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度</p>

改正後	改正前
<p>分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p>

## 宮代町都市計画税条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略) (<u>法附則第15条第15項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。 (<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (<u>法附則第15条第39項</u>の条例で定める割合)</p> <p>5 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合)</p> <p>6 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>7 (略) (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>8 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあって</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (<u>法附則第15条第16項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第16項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第16項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。 (<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (<u>法附則第15条第35項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (<u>法附則第15条第42項</u>の条例で定める割合)</p> <p>5 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 (略) (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5 _____</p>

改正後	改正前
<p>は、<u>100分の2.5</u>を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>9 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p>10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>	<p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>1 2</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>	<p><u>1 1</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>
<p><u>1 3</u>及び<u>1 4</u> (略)</p>	<p><u>1 2</u>及び<u>1 3</u> (略)</p>
<p><u>1 5</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第13項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。 (用語の定義)</p>	<p><u>1 4</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第12項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。 (用語の定義)</p>
<p><u>1 6</u> <u>附則第8項</u>及び<u>第10項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第8項</u>及び<u>第11項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第8項</u>、<u>第9項</u>、<u>第11項</u>及び<u>第12項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第11項</u>から<u>第13項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第13項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>同項</u>の「前年度分の_____都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第14項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。 (読替規定)</p>	<p><u>1 5</u> <u>附則第7項</u>及び<u>第9項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第7項</u>及び<u>第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第8項</u>、<u>第10項</u>及び<u>第11項</u>_____の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第10項</u>から<u>第12項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第12項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第12項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第13項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。 (読替規定)</p>
<p><u>1 7</u> 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項</u>から<u>第18項</u>まで、<u>第20項</u>、<u>第21項</u>、<u>第25項</u>、<u>第28項</u>、<u>第32項</u>から<u>第36項</u>まで、<u>第39項</u>、<u>第40項</u>若しくは<u>第44項</u>_____、<u>第15条</u>の2第2項、<u>第</u></p>	<p><u>1 6</u> 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項</u>から<u>第19項</u>まで、<u>第21項</u>、<u>第22項</u>、<u>第26項</u>、<u>第29項</u>、<u>第33項</u>から<u>第35項</u>まで、<u>第37項</u>から<u>第39項</u>まで、<u>第42項</u>若しくは<u>第43項</u>、<u>第15条</u>の2第2項、<u>第</u></p>



改 正 後	改 正 前
<p>15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p><u>18</u> (略)</p>	<p>15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p><u>17</u> (略)</p>